

平成 29 年度

BELS 評価、省エネ法 30 条、省エネ法 36 条に関する評価・審査料金の減免実施

1. 本事業の対象とする評価・審査業務等

- ① 建築物省エネルギー性能表示制度に基づくBELS評価
- ② 建築物省エネ法第 30 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」に係る技術的審査業務
- ③ 建築物省エネ法第 36 条に規定する「建築物のエネルギー消費性能に係る認定」に係る技術的審査業務

2. 本事業の対象期間等

平成 29 年 8 月～平成 30 年 2 月 16 日の予定です。

ただし、上記期間内でも補助金交付決定額に達した時点で終了です。

3. 減免額の算定にあたっての留意点

減免額の算定対象となる評価・審査案件は、交付決定通知日から平成 30 年 2 月 16 日(金)までの期間内に、補助事業者において評価書等を交付し、かつ、完了実績報告書が提出された案件となります。

但し、次の①～④の評価・審査案件は、減免額の算定対象とはなりません。

- ① 建築物省エネ法第 11 条第 1 項に基づき建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物に係るもの
- ② 送料・審査料に対して、本事業とは別に他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第 4 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。以下同じ。）を受けているもの又は受ける見込みのあるもの
- ③ BELS 評価、建築物エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物のエネルギー消費性能認定の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの

<BELS 評価等の取得を要件としている補助事業の例>

- ・既存建築物省エネ化推進事業
- ・地域型住宅グリーン化事業
- ・サステナブル建築物等先導事業
- ・省エネルギー投資促進に向けた支援事業
- ・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業
- ・業務用施設等における省 CO₂ 促進事業

・賃貸住宅における省CO₂促進モデル事業

④ 変更申請に係るもの

また、次の①及び②に係る費用は、減免額の算定対象となりません。

① BELS評価書等の再交付及びBELSプレートの交付に係る費用

③ 費税及び地方消費税

減免額については、建物用途及び用いた評価手法等に応じ表-1及び表-2に記載した額を上限とします。また、減免額の算定対象とする評価・審査案件は、補助事業者の支店ごと、評価・審査の種類（前述1.交付対象の①～③）ごとに、同じ申請者当たり各5件を上限とします（同一住棟内にある住戸の申請は、複数住戸に対する評価であっても1件とみなします。）。

表-1 減免額の上限（住宅の場合）

建物形式	区分	減免額の上限	
		単独申請の場合	併願申請の場合
一戸建て		27,000円	9,000円
共同住宅 (住戸のみの評価)	基本料金	55,000円	27,500円
	戸当り料金	3,500円	1,700円
共同住宅 (建築物の全体)	基本料金	50,000円	30,000円
	戸当り料金	6,000円	3,000円

注) ・併願申請とは、BELSの評価申請等を、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定及び低炭素建築物認定に係る技術的審査等の申請と併せて行うことをいう。

表-2 減免額の上限（非住宅の場合）

用いた評価手法	減免額の上限		
	規模	ホテル等・病院等・集会所等	左記以外の用途
標準入力法 主要室入力法	～2,000㎡以下	180,000円	120,000円
	2,000㎡超～5,000㎡以下	250,000円	160,000円
	5,000㎡超～20,000㎡以下	300,000円	200,000円
	20,000㎡超～50,000㎡以下	520,000円	330,000円
	50,000㎡超～	750,000円	500,000円
モデル建物法	～2,000㎡以下	90,000円	60,000円
	2,000㎡超～5,000㎡以下	125,000円	80,000円
	5,000㎡超～20,000㎡以下	150,000円	120,000円
	20,000㎡超～50,000㎡以下	260,000円	180,000円
	50,000㎡超～	400,000円	250,000円

注) ・改修前後の評価を行う場合の上限額は、表-2の額の1.5倍の額とする。

・住宅と非住宅の複合建築物の評価を行う場合の上限額は、住宅（表-1）及び非住宅（表-2）の上限額の合計とする。

なお、減免を受ける場合は、上記但し書き①～④に該当しないこと示す「覚書」が必要となります。（「覚書」は、[各種様式](#)「BELS評価」「省エネ法30条・36条」にございます。）

詳細は、[一般社団法人住宅性能評価・表示協会HP](#)新着情報又は、下記によりご確認ください。

https://www.hyoukakyukai.or.jp/house/2017/shouene_support.html

一般財団法人 愛知県建築住宅センター 殿

覚 書

平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業について、申請する下記の物件は、建築物の省エネルギー性能の向上に関する法律に係る省エネ適合判定対象物件でないこと、及びBELS評価、建築物エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物エネルギー消費性能認定の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるものでないことを誓約します。

物件名： _____

平成 年 月 日

申請者 住所

氏名

印